

入札公告

次のとおり競争入札に付します。

平成 30 年 5 月 11 日

日本司法支援センター 理事長 板東 久美子

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 日本司法支援センター池袋出張所移転及び什器・備品の調達一式
- (2) 仕様等 入札説明書及び調達仕様書による
- (3) 納入期限及び場所 調達仕様書のとおり

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」及び「役務の提供等」において A、B 又は C の等級に格付けされた資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

日本司法支援センター本部総務部財務会計課（担当：腰田）
〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
電話 050-3381-1573

4 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

5 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から平成 30 年 5 月 25 日（金）17 時 00 分まで
上記 3 の場所及び当センターホームページ上

6 調達仕様書別紙図面の配布期間及び配布場所

上記 5 の期間

受領を希望する者は、事前に上記 3 又は以下の担当者宛てに電話連絡し、調達仕様書別紙図面の受領日時等を調整し受領すること。

日本司法支援センター東京地方事務所（担当者：矢島、小助川）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル 13 階
電話 050-3383-5300

7 施工対象場所の確認

以下の日時において、調達仕様書に記載の移転元及び移転先の現場確認を予定しているため、現場確認を希望する者は、事前に上記 3 の担当者に申込みを行うこと。

現場確認予定日時：入札公告期間中（5月11日～25日）
平日9：00～17：00（最大1時間程度）
上記日時以外の現場確認の希望は認めない。

8 入札日時及び場所

平成30年6月4日（月）10時30分
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター本部 第二会議室

9 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

詳細は、入札説明書による。

日本司法支援センター池袋出張所
移転及び什器・備品の調達一式

期 日	業 務 内 容	備 考
5月11日 金	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示 入札説明会は実施しない	
5月18日 金 17:00	質問書提出期限	
5月24日 木 17:00	質問書回答期限	
5月25日 金 17:00	履行確約書等提出期限	
5月31日 木 17:00	入札参加可否通知	
6月4日 月 10:30	入札書提出・開札・落札者決定	本部第2会議室

入札説明書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書（案）及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

- 1 入札事項 日本司法支援センター池袋出張所移転及び什器・備品の調達一式
- 2 仕様 調達仕様書のとおり
- 3 入札日時及び場所 平成 30 年 6 月 4 日（月）10 時 30 分
東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部 第二会議室
電話番号 050-3381-1573
- 4 契約予定日 落札者決定後速やかに
- 5 納入期限 調達仕様書のとおり
- 6 契約期間 契約締結日から平成 30 年 7 月 1 日まで
- 7 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成 28・29・30 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」及び「役務の提供等」において A、B 又は C の等級に格付けされた資格を有する者であること。

8 入札参加条件

入札参加者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日を除く毎日、10 時 00 分から 17 時 00 分まで）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、平成 30 年 5 月 31 日（木）17 時 00 分までに FAX 又はメールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、入札に参加すること。

(1) 本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面（別添「履行確約書」参照。）

- 1部
- (2) 調達仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」 1部
表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの（業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。）で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベース（値引等一切含まない。）で作成し、入札者が署名又は記名押印を行うこと。
- (3) 「結果通知書」（別添参照） 1部
（別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX 番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。）
- (4) 平成 28・29・30 年度の一般競争参加資格に係る「資格審査結果通知書」の写し
..... 1部
- (5) 「出荷引受書」（別添参照） メーカー 1 社につき 1 部
応札品目一覧を添付し、メーカーの記名・押印の上、提出すること。
- (6) 「同等証明書」（別添参照） 1 部
調達仕様書に添付されている対象物品と同じ場合は提出不要とする。
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（別添「暴力団排除に関する誓約書」参照）
..... 1 部

提出期限 平成 30 年 5 月 25 日（金）17 時 00 分

提出場所 日本司法支援センター本部財務会計課

- 9 入札書は以下に掲げる用紙（入札書）を使用し、前記 3 の入札日時及び場所において、持参して提出すること。
- (1) 入札実行者が入札者本人（法人の場合は代表者）の場合、「入札書（本人用）」
- (2) 入札実行者が入札者本人（法人の場合は代表者）の代理人の場合、「入札書（代理人用）」
- 10 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- 11 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名又は記名押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。
- 12 入札金額の冒頭に必ず¥記号を記載すること。
- 13 入札金額は総価を記載すること。ただし、消費税及び地方税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

14 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

15 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない入札者による入札
- (2) 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの
- (3) 入札金額、数量、単価が訂正されているもの
- (4) 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの
- (5) 入札書に入札実行者の署名又は記名押印のないもの
- (6) 入札金額とその内訳計算書の金額が合致しないもの
- (7) 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合
- (8) その他入札に関する条件に違反したもの

16 一旦提出した入札書の差し替え、記載事項の変更及び取消しは一切認めない。

なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量、単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分に押印をしなければならない。

17 開札は、入札実行者の面前で行う。

18 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。

- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- (2) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

19 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札の執行を中止する。

20 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

21 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。

22 落札者は、落札後速やかに、落札価格の内訳書を作成し提出すること。

23 本件入札については、入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。

24 本件入札に関する質問については、軽微な質問に関しては後記25の担当者において電話等で受け付けるが、例えば入札価格の積算に影響するような重要な質問については、後記質問書提出期限までに担当者宛て質問書（別添「仕様書に関する質問について」と題する書面参照）を電子メールにより提出すること。質問書に対する回答については、以下質問書回答期限までに当センターホームページに掲示する（質問書の提出がない場

合には掲示しない。) 。

質問書提出期限 平成 30 年 5 月 18 日 (金) 17 時 00 分

提 出 先 日本司法支援センター本部財務会計課

メールアドレス zaimukaikei@houterasu.or.jp

質問書回答期限 平成 30 年 5 月 24 日 (木) 17 時 00 分

25 本件入札に関する問合せ先

日本司法支援センター本部財務会計課第二係 腰田

電話番号 050-3381-1573

F A X 番号 03-5358-1058

E - m a i l zaimukaikei@houterasu.or.jp

日本司法支援センター池袋出張所
移転及び什器・備品の調達一式に係る仕様書

第1 業務概要

1 件名

日本司法支援センター池袋出張所（以下、「法テラス池袋」という。）移転業務及び什器・備品の調達一式（以下、「本件工事等」という。）

2 目的

本件は、法テラス池袋の移転業務（引越、電源・電話・LAN配線）工事を実施し、また、必要な什器・備品の購入・納品及び設置等を目的とする。

3 移転対象事務所

現住所：東京都豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6階

移転先：東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13階

法テラス東京事務所内

現状図面：別紙2のとおり

※入札公告期間中の現場視察について

入札公告期間中（平成30年5月11日から同年6月4日までの間）の平日午前9時から午後5時までの間、当センター本部財務会計課調達担当者又は法テラス東京の担当者と事前に調整の上、最大1時間程度、上記履行場所の現場視察を行うことができる。

4 適用

本仕様書は注文者日本司法支援センターを「甲」とし、工事受注者を「乙」として、本件工事等に適用する。

5 契約の範囲

本仕様書に基づき行われる工事の履行（施工、工事管理、別途工事請負業者等との調整）、什器・備品の納入及び完了検査までのすべてとする。

6 契約期間

契約締結日から本年7月1日までとする。

7 業務内容

- (1) 本件工事等に係る工程表の作成
- (2) 引越業務一式（法テラス東京のレイアウト変更含む）
- (3) 新事務所内 電気・電話・LAN配線 工事一式
- (4) 別紙1 調達備品リスト記載の什器・備品（既存品に応じた同等品）の調達一式（設置作業含む。）

第2 一般共通事項

1 施工計画

契約締結後速やかに、甲と十分協議の上、本件工事等に係る施工図及び工程表を作成し、甲の承認を得ること。

2 仮設工事

本件工事等を実施するにあたり、必要箇所に養生を必ず実施すること。

なお、養生の範囲は、法テラス東京と調整を行うこと。

3 搬出入条件

(1) 池袋センタービル

① 搬出時間：原則として6月30日（土）午前9時00分から午後5時00分までとする。

② 搬出車両及びエレベーターに関しては、以下のとおり。

・車両サイズ：2t車接車可能

・EVサイズ：間口：W800×H2100、箱内：W1350×D1610×H2280

(2) エステック情報ビル

① 搬出入時間：原則として6月30日（土）午前9時00分から午後10時00分までとする。

② 搬出車両及びエレベーターに関しては、以下のとおり。

・車両サイズ：2t車（高さ2.6m、幅1.7m、長さ5mまで）

・EVサイズ：間口：W1550×H2570、箱内：W2150×D2100×H2800

③ 養生及び大量の荷物の縦持ち作業はエステックデリバリーセンターが行うため、作業前に、作業届を作成し、法テラス東京まで提出すること。

第3 工事別詳細事項

以下の作業は、別紙2「池袋事務所現状レイアウト図」、別紙3「東京事務所現状レイアウト図」、別紙4「東京事務所レイアウト変更図」を参照し行うこと。

1 電気・電話・LAN配線

(1) 電気配線、IP電話配線・LAN配線は別紙3及び別紙4を参照し、レイアウトにあわせた回路設計のうえ、不足している電気配線等を乙が用意し、各配線の敷設等工事を行うこと。

(2) 電気、IP電話及びLAN配線は、1席につき、OAタップ（4個口）1つ、IP電話及びLAN配線を各1本ずつ配線を行うこと。

(3) IP電話本体及びPC本体への電源及びLAN配線等の接続作業、またIP電話及びPCの設定作業は法テラス東京で行うこととする。

(4) LANケーブルは、カテゴリ5e以上とし、IP電話系は白色、データ系は青色を使用し、既存ケーブルと色を合わせること。機器に接続するLANケーブルの両端にはタグを付け、接続している機器が判別できるようにすること。

(5) LAN配線敷設後にLANケーブルの疎通確認を行い、ケーブルに異常がないことを確認すること。

(6) 成果物として、配線図面及びネットワーク機器接続図を提出すること。

2 引越業務

(1) デスク7台・IP電話7台・PC7台・書類（別紙5参照）を法テラス池袋より搬出し、法テラス東京内に再設置を行う。

(2) 法テラス池袋分の什器を法テラス東京に移設するにあたり発生する、法テラス東京内のレイアウト変更作業を行う。

(3) 上記作業に伴う梱包資材も図面より弾き出し、見積に含むこと。

(4) 書類、事務用品等の梱包・開梱は甲にて行い、書類、事務用品等の移動及びIP電話本体・PC本体の梱包・開梱・移動・再設置に関しては本作業に含めること。梱包資材は、引越完了後、甲と日程調整の上、後日引きあげること。

3 什器・備品等

(1) 別紙1の調達備品リスト記載の参考仕様に合致する製品又はその同等品とする。同リスト欄外の記載事項も参考とすること。

(2) 同等品にて応札をする場合は、本件入札参加前に「同等品証明書」を提出し、甲の承認を得ること。なお、「同等品証明書」は本件入札参加資格の審査書類として提出し、当該審査の「合格」をもって承認したものとみなす。

(3) 収納庫等の施工時、転倒防止作業を施すものとする。

4 廃材等処理

本件工事等により発生した廃材については、適切な廃棄処分をすること。廃棄処分にかかる費用は入札金額に含めること。なお、池袋地方事務所内の余剰什器は移設するものを除き、引取廃棄は不要とする。また、東京地方事務所内の余剰什器に関しては、引き取りを行い、適切な廃棄処分を行うこと。

5 清掃

本件工事等の作業完了時には残材、粉塵、汚れなどが残らないよう清掃を行うこと。

第4 その他、特記事項

甲は、本件工事等に係る監督者として甲の職員又は甲が指定した業者（以下、「監督職員等」という。）を置く。

1 作業時間は原則として午前8時00分から午後11時までとする。作業時間を変更する場合は、事前に職員等と協議の上、承諾を得ること。また、資材等の搬入及び工事による騒音等で周辺に影響が予測される場合は、午後8時から午後11時までとし、事前に職員等と協議の上、承諾を得ること。

2 本契約において納入した物品について、納入完了から1年以内に製品の不具合が判明した場合又は製品の不具合が生じた場合は、乙は無償で納入品の修理又は交換

- の措置をとること。ただし、特に重大な瑕疵については、上記期間経過後においても、甲は乙と協議の上、乙の負担において無償修理又は交換を行わせることができる。
- 3 甲は、本件工事等に係る監督者として甲の職員（以下、「監督職員等」という。）を置く。
 - 4 本件工事等による発生材は、関係法令等に従い場外搬出・適切処理とし、監督職員等に報告すること。
 - 5 工事用車両の駐車は、工事施工に先立ち甲及びビル管理業者の許可を得た上で、指定の場所に駐車し、近隣居住者及び訪問者の駐車に支障のないように留意すること。また、駐車料金は入札金額に含めること。なお、道路使用許可が必要な場合は、乙において行政に対し各申請を行うこと。
 - 6 工事現場及びその周辺は常に整理を行い、安全に支障のないように留意すること。
 - 7 工事用水及び工事電力は、既設の設備を無償で利用できる。
 - 8 工事施工に関して必要がある場合又は工事に支障のない範囲内で、かつ、他の工作物に支障のない場合に限り、甲の承諾を受けて機器及び配管の取付方法を変更することができる。
 - 9 本契約履行により知り得た事項については、いかなる場合においても漏えい又は目的以外に使用してはならない。
 - 10 本仕様書に記載のない事項であっても、機能上当然必要と認められる事項については、乙の責任において充足されるものとする。
 - 11 その他本仕様書に明記されていない事項、又は本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、甲と協議し、その指示に従うこと。

<添付資料>

- | | |
|-----|---------------|
| 別紙1 | 調達備品リスト |
| 別紙2 | 池袋事務所現状レイアウト図 |
| 別紙3 | 東京事務所現状レイアウト図 |
| 別紙4 | 東京事務所レイアウト変更図 |
| 別紙5 | 池袋事務所書類量参考資料 |

本件工事等に関する図面については、ホームページ等への掲載は行わない。

当該資料の入手を希望する入札参加予定者は、法テラス本部財務会計課調達担当者又は法テラス東京の担当者に連絡の上受領すること。

以 上

調達備品リスト

No	製品名	仕様(W×D×H)	参考品	数量	備考
1	事務用回転椅子	495x720x950	CR-G1820F6G4T6-W	8	
2	肘(サークルタイプ)	0x0x0	CRA-G1806F6	8	No1の付属品
3	収納庫 2枚引き違い戸	900x450x1050	BWU-HU259SAWNN	15	上置き
4	収納庫 2枚引き違い戸	900x450x1050	BWU-HD259SAWNN	15	下置き
5	収納庫 ダブルベース	900x438x50	BWUB-W9SAW	15	
6	スライド式書庫 基本	1640x680x2265	SMU-S88SSSAWN3	1	
7	スライド式書庫 増連	820x680x2265	SMU-CS88SSSAWN3	1	
8	4人用ロッカー	900x515x1790	LK-4F1	9	
9	壁面固定金具	110x135x55	PE-L51	18	
10	床固定金具	0x55x55	PE-L2	4	
11	平机	1400x700x700	SD-MXZ147LF11	1	
12	ワゴン	395x605x615	SD-MXZ46C3F11N5	1	

※搬入・設置に伴う梱包資材は持ち帰ること。

※スライド式書庫及び4人用ロッカー(2台)に床アンカー固定を施すこと。

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号)

(メールアドレス)

日本司法支援センター

結 果 通 知 書

貴社から提出がありました平成30年5月11日付け公告の「日本司法支援センター池袋出張所移転及び什器・備品の調達一式」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター 本部総務部財務会計課

電話 050-3381-1573

履 行 確 約 書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、平成 30 年 5 月 11 日付け公告の「日本司法支援センター池袋出張所移転及び什器・備品の調達一式」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

平成 年 月 日

住 所
会社名
代表者

印

仕様書に関する質問について

質問期限 平成30年5月18日（金）17時00分
質問方法 文書により原則として一問一答式とする（下記参考）。
提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 050-3381-1573 FAX 03-5358-1058
E-mail zaimukaikei@houterasu.or.jp
提出方法 電子メール（エクセルファイル）による。

記

質 問 書

日本司法支援センター池袋出張所移転及び什器・備品の調達一式

日 付 平成 年 月 日
所在地
会社名
担当者
電 話
F A X
E-mail

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本工業規格A列4番縦長横書き
エクセルファイルで作成・送付のこと

平成 年 月 日

出荷引受書

日本司法支援センター理事長 殿

社 名 (メーカー名)

所在地

代表者

社 印

代表者印

入札件名「日本司法支援センター池袋出張所移転及び什器・備品の調達一式」
において、下記入札参加者が契約者となった場合、納期を厳守し納入すること
を確約いたします。

記

入札参加者名

納 入 場 所 センターの指定する場所

納 入 製 品 仕様書に基づく弊社製品

納 入 期 限 センターが指定する日

平成 年 月 日

同等証明書

日本司法支援センター理事長 殿

社 名

所在地

代表者

社 印

代表者印

入札件名「日本司法支援センター池袋出張所移転及び什器・備品の調達一式」
において、別紙の物品が仕様書記載の規格を満たすことを証明いたします。
また、契約者となった場合、納期を厳守し、納入することを確認いたします。

入札書

(本人用)

入札物件名

日本司法支援センター池袋出張所移転及び什器・備品の調達一式

金	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(税抜)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

印

入 札 書

(代理人用)

入札物件名

日本司法支援センター池袋出張所移転及び什器・備品の調達一式

金	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(税抜)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代理人氏名

印

委任状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「日本司法支援センター池袋出張所移転及び什器・備品の調達一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

平成 30 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受任者 住所

氏名

代理人
使用印鑑

代理人 使用印鑑

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 日本司法支援センター池袋出張所移転及び什器・備品の調達一式
- 2 工 事 場 所 移転元：豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6階
移転先：新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13階
- 3 工 期 契約締結日から平成30年7月1日までの間
- 4 契 約 金 額 金●●●●●●●●円（消費税及び地方消費税を含む）
- 5 契 約 保 証 金 納付を免除する。

上記の工事について、発注者 日本司法支援センター 及び 受注者 ●●●●● は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（仕様書、仕様書に基づく各種資料をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡し、発注者は、その請負代金を支払う。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠する。

- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行い、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物及び工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託又は下請負)

第5条 受注者は、工事の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、この契約の一部を、受注者の責任において第三者に再委託できるものとする。ただし、受注者は、発注者に対し、再委託の相手方の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等を報告し、発注者の承諾を得なければならない。

(下請負人の通知)

第6条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第8条 発注者は、自己に代ってこの契約の適正な履行を確保するため必要な監督を行う職員（以下「監督職員」という。）を定め、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委託したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

四 関連する2以上の工事における工程等の調整

3 発注者は、2名以上の監督職員を定め、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行われなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合におい

ては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(履行報告)

第9条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第10条 発注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第11条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(条件変更等)

第12条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者又は監督職員は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第13条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この

場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第14条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができない事由により工事目的物に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第15条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第16条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について通常必要とされる工期に満たな

い工期への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第17条 工期の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第16条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条第1項及び第2項の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第18条 請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、受注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第19条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受

注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第20条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第22条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第21条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者で協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第22条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれに責めにも帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であった第11条第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請求代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

- 第23条 発注者は、第7条、第12条から第14条まで、第16条、第19条、第20条、前条又は第26条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事

由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第24条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより通知を受けた日から14日以内に工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者又は検査職員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成と見なして前5項の規定を準用する。

(請負代金の支払)

第25条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者又は検査職員がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第26条 発注者は、第24条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工

事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第27条 発注者は、工事目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第24条第4項又は第5項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第28条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第25条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することが

できる。

(発注者の解除権①)

第29条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 四 第31条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 五 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められたとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第3者の不正の利益を図る目的又は第3者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受

注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(発注者の解除権②)

第30条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第31条 発注者は、本契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第32条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額(契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を違

約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が受注者若しくは受注者の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において独占禁止法の規定に違反する行為があったことが明らかにされたとき。

二 公正取引委員会が受注者若しくは受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において独占禁止法の規定に違反する行為があったことが明らかにされたとき。

三 公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人を含む。）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額（契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の金額）の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の8に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が受注者若しくは受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項、第8項若しくは第9項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において独占禁止法の規定に違反する行為があったことが明らかにされたとき。

二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決又は前号に規定する命令若しくは審決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

5 受注者が第1項及び第2項に規定する違約金を発注者の指定する期限までに支払わない場合は、受注者は、発注者に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利

息を支払わなければならない。ただし、受注者が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有するものとする。

(受注者の解除権)

第33条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 第13条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第14条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。

三 発注者が契約に違反し、その契約によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第34条 発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第35条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.7パーセントの割合で計算した

利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第36条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服のある場合その他この契約に関して発注者と受注者間との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（又は監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第10条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(補則)

第37条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年6月●日

発注者	住所	東京都中野区本町1-32-2
		ハーモニータワー8階
	氏名	日本司法支援センター
		理事長 板東 久美子

受注者	住所	●●●●
	氏名	●●●●